

[事案 26-28] 告知義務違反解除無効・死亡保険金支払請求

・平成 26 年 6 月 9 日 不受理決定

<事案の概要>

申立人の母親（故人）の契約が、告知義務違反を理由として解除され、また死亡保険金が不支払となったことについて、契約時に募集人による不告知教唆または告知妨害があったと推測されることを理由として、告知義務違反解除の無効、死亡保険金の支払い、母親の死亡後の支払遅延利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<不受理の概要>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った。審査の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 9 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

1. 申立人のいずれの主張においても、その重要な争点は、本契約の申込みおよび告知手続が行われた際、募集人による告知妨害または不告知教唆があったか否か、であると考えられる。
2. 本件でこの点について明らかにするためには、申込・告知手続時の状況を直接の問題とせざるを得ないことから、関係者（被保険者および募集人）の事情聴取等によらざるを得ない。

しかしながら、本契約の契約者である申立人の母親は既に死亡しており、また、募集人も死亡していることから、関係者へ事情聴取を行うことができず事実認定ができない。

3. 本件のように争点となっている出来事の関係者が既に死亡しているような事案については、慎重な事実認定が求められることから、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障される裁判手続（訴訟）によって、慎重に事実を認定していく必要があるが、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続においてなされるべきであって、厳密な証拠調手続をもたない当審査会において裁定を行うのは適当でない。